

8月1日から新しい保険証に切り替わります

※新しい保険証などが届きましたら、今お持ちの保険証など（有効期限 平成29年7月31日）を市民課、すこやか、または最寄りの公民館へお返しください

国民健康保険

◆郵送について

新しい保険証および高齢受給者証は、7月末までに市から郵送します。

新しい保険者証



要です。届出をされないと、保険料が重複してかかってしまう場合がありますので、お早めに手続きをお願いします。

◆修学などにより住民票が勝山市にない方へ
修学などにより勝山市外にお住いの方で、保険証が必要な方は、市民課で手続きください。
申請期限▼7月20日(木)
申請に必要なもの▼在学証明書または入所証明書

◆限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新には、申請が必要です。引き続き必要な方は、お早めに申請をお願いします。
申請開始日▼7月26日(水)

【卒業または退学された場合】
右記のお届けをされた方が卒業または退学された場合は、資格喪失の申請が必要です。申請が遅れるとその間の医療費を返還いただくことがありますので、速やかにお届けをお願いします。

市民課（市役所1階）
☎88・8102

後期高齢者医療保険

◆郵送について

新しい保険証は、7月末までに福井県後期高齢者医療広域連合から郵送されます。

新しい保険者証（緑色）



◆医療費の自己負担割合について
所得区分が、「一般」と判定された方は「1割」、「現役並み所得者」と判定された方（および同世帯の方）は「3割」を、医療機関の窓口で負担いただきます。

◆保険料について

平成29年度の保険料は、7月中に郵送される「保険料額決定通知書」をご覧ください。
今年度75歳になられる方には、誕生月の2か月後に送付します。

◆限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

この認定証を病院の窓口提示いただくとお支払い額が自己負担限度額までとなり、入院時の食事代が減額されます。

◎対象者は、市・県民税非課税世帯に属する方です

◎一度申請されれば、市・県民税非課税世帯に属する限り、自動更新となります

◆保険料の支払い方法について

原則、年金からの支払い（天引き）となりますが、口座振替に変更することもできます。

ご希望される方は、市民課までお問い合わせください。

市民課（市役所1階）

☎88・8102

国保

高額医療費制度が変わります

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額が段階的に変わります

高額療養費は、医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分があとから支給されますが、平成29年8月から70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額が下記のように変わります。

なお、70歳以上の低所得の方および70歳未満の方の自己負担限度額に変更はありません。

～70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額（月額）～

【平成29年8月～平成30年7月】

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	5万7,600円	8万100円+ (総医療費 - 26万7,000円) × 1% <多数回該当*: 4万4,400円>
一般	1万4,000円 [年間上限14万4,000円]	5万7,600円 <多数回該当*: 4万4,400円>
低所得者Ⅱ	8,000円	2万4,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	1万5,000円

*過去12か月以内に3回以上上限額に達した場合は、4回目から多数回該当となり上限額が下がります

市民課（市役所1階） ☎88-8102

年金

ご存知ですか?ちょっとお得な年金制度

「前納制度」で保険料が割引に！

平成29年度の国民年金保険料は、月額1万6,490円です。まとめて前払い（前納）することで保険料が安くなりますので、前納制度をご利用ください。

例) 平成29年10月～平成30年3月の
6か月分の保険料 定額▶9万8,940円

前納した場合▶下記表の通り

	納付書で前納	口座振替*で前納
納付額	9万8,140円	9万7,820円
割引額	800円	1,120円
期 限	10月31日(火) (納付期限)	8月31日(木) (申請*期限)

口座振替の申請方法

口座振替納付申出書に必要事項を記入、押印（通帳の届出印）し、市民課または年金事務所、金融機関に提出ください。

市民課（市役所1階） ☎88-8102

「付加年金」で受給額を増やせます！

月額400円の付加保険料を納めると、将来の老齢年金に付加年金が加算されます（任意加入）。
受給額（年額）は200円×付加保険料納付月数です。

※国民年金基金の加入者、免除該当者は加入できません

例) 付加保険料を10年間納付した場合

保険料	400円×10年（120月）=4万8,000円
受給額（年額）	200円×10年（120月）=2万4,000円

年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料額に達し、それ以降はプラスになります。

年金加入記録の確認ができます！

これまでの年金の加入記録などが確認できる、「ねんきんネット」をご利用ください。

福井年金事務所 ☎0776-23-2316